

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第16号

訴えの提起について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年10月15日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 相手方

[Redacted Name and Address]

2 事件名 市営住宅賃料請求事件

3 事件の内容

相手方は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、これを支払わなかった。そこで、相手方に対し、市営住宅賃料請求の訴えを提起するものである。

4 請求の趣旨

(1) 相手方に対し、未払市営住宅賃料合計763,200円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるもの。

(2) 相手方に対し、訴訟費用の支払いを求めるもの。

5 管轄裁判所

[Redacted Court Name] 裁判所

